

## 業務仕様書

### 1 業務の名称

学校給食センター導入検討支援業務

### 2 背景と目的

札幌市では、学校給食施設の老朽化や将来的な児童生徒数の減少、給食の担い手不足といった人口減少に伴う課題等に対応し、将来にわたり安全・安心な給食提供体制を安定的に維持するため、持続可能な学校給食提供の在り方について検討を進めている。

令和7年度は、外部有識者会議として「札幌市持続可能な学校給食提供の在り方検討会議」を設置し、視察を含む全5回の会議にて議論を重ね、令和7年12月11日付けで「札幌市の現状を踏まえると、今後は、給食センター方式を導入し、現行方式とのハイブリット型での給食提供を行うことが望ましい。」とした意見書の提出を受けたところである。

本業務では、本市に給食センターを導入するにあたっての必要な設備や機能を検討するにあたり、食材納品、調理、配送等の実務を担う給食関係事業者等から、実務に即した知見を収集し、また、他自治体事例の分析を含め、本市の給食センターに備えるべき設備や機能、それを踏まえた運用等の課題を整理し、円滑な導入に向けた前提条件の整理を行うことを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

### 4 委託業務内容

#### (1) ヒアリング実施計画の策定支援

ヒアリング対象（食材納品業者、給食運搬業者、給食調理業者などを含む給食関係者）ごとの調査項目、スケジュールの立案について支援すること。

#### (2) ヒアリングの実施・運営支援

ア ヒアリング実施時の進行、ファシリテーション（現地対応）

イ 録音、記録、発言内容の整理

※ 追加でヒアリング対応が必要となった場合にも現地対応を行うこと。

#### (3) ヒアリング資料作成支援

ア ヒアリング対象者向けの趣旨説明資料、ヒアリングシート、想定問答の作成支援

イ ヒアリング結果の議事録、要旨作成

#### (4) ヒアリング内容の分析・まとめ

ア 収集した意見・要望の整理、類型化（施設設備、運用フロー、衛生管理等）

イ 現状の自校方式との差異や、センター化における懸念事項・改善提案の抽出

ウ 給食センターに必要な設備・機能要件の整理

#### (5) 地域説明会の運営補助

- ア 地域説明会用資料の作成支援
- イ 地域説明会実施時の運営補助
- ウ 住民意見の集約・分析、議事録の作成
- ※ 地域説明会は最大2回を想定している。

(6) 他都市事例の調査・分析

本市の想定と同規模、または最新の設備（HACCP対応、アレルギー専用調理室等）を有する他自治体の給食センターの事例を整理し、下記（7）の提案に反映すること。

(7) 給食センターの課題検討・整理・導入に向けた提案

本市が給食センターを導入する場合の課題や検討事項について、ヒアリング結果や他都市事例の分析を基に、以下の内容について、前提条件や課題を整理し、給食センターを円滑に導入するための提案をすること。

- ア 食材検収・保管機能
- イ 調理機能
- ウ 献立数・献立内容
- エ アレルギー対応
- オ 配送
- カ 食器
- キ 食材調達
- ク その他必要事項

(8) 打ち合わせ協議

本業務の円滑な遂行のため、初回打ち合わせのほか、業務期間中、必要に応じて適宜実施する。なお、打ち合わせについて、受託者が議事録作成を行うものとし、2週間以内に委託者へ提出すること。

## 5 成果品

本業務の成果品として、以下ア～オについて提出すること。（電子データを含む）

- ア 業務実施計画書
- イ ヒアリング実施記録（議事録等）
- ウ 事業者ヒアリング結果報告書（課題整理、設備・機能要件案）
- エ 本市の給食センター運営に向けた提案書
- オ その他、業務遂行過程で作成した資料一式

## 6 著作権に関する取扱い

- (1) 受託者は、本市に対し、本業務の成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外の者であるとき

は、受託者は本市または本市が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適切に措置を講じなければならない。

- (3) 受託者は本市に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作物の譲渡を受けていること並びに第三者の著作権、著作権者人格権及びその他の特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 7 留意事項

### (1) 法令等の遵守

業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の履行に際し、生成AIを利用する場合、受託者は、発注者が提供したデータ及びAIが生成した回答について、AIモデルの学習、改善、その他の二次的目的に利用してはならない。あわせて、当該データが第三者の提供するAIモデルの学習に利用されない設定（Opt-out等）を確実に行うものとする。

### (3) 費用の負担

本業務の履行に際し必要な経費は受託者の負担とする。

### (4) 疑義等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定め、本市監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること。

## 8 その他

本業務の履行にあたり、上記の他に必要となる情報については、落札事業者に別途提示する。

## 9 担当課

札幌市教育委員会総務部学校給食課 担当：手塚・井上  
住所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階  
電話番号：011-211-3833